



鳥取県農地・水・環境保全協議会

会報



第65号

令和4年5月

令和4年度事業計画書(活動計画書)の認定等について

1. 対象活動組織

新規活動組織	令和4年度から新たに取組む活動組織(含む、復活活動組織)
再認定活動組織	令和3年度期間満了活動組織のうち、令和4年度から再び取組む活動組織
変更活動組織	① 変更があった対象活動組織 対象農用地面積の変更 対象施設の追加(長寿命化において、当初、水路のみに農道追加等) 活動組織の変更(広域化、合併する活動組織) ② 新たな活動を追加する活動組織 資源向上支払交付金(共同活動、長寿命化)活動の追加

2. 提出様式：市町村から提供される令和3年度版の様式により作成して下さい。
 (又は、協議会ホームページから入手。水土里ネットとっとりのホームページから行けます)
3. 提出期限：原則、**6月末までに**市町村担当者へ提出して下さい。

長寿命化の工事实施に関して注意して下さい！

多面的機能支払交付金のうち、資源向上活動(長寿命化)において、年当たり交付上限額の満額交付されていない状況です。

特に昨年度は、本制度が始まって以来の割当(配分)額であり、活動組織によっては、長寿命化の工事に着手できなかった活動組織もあるようです。また、長寿命化の工事は、一般の公共工事と比較して工事委託金額が低く、施工業者も見つからないこともあるようです。

割当(配分)額については、8月頃には、だいたいの数字は県から市町村に連絡されています。事前に市町村に聞いて頂くようお願いいたします。その上で、早めに施工業者から見積徴収等行って頂き、工事の目途を立てて頂くようお願いいたします。

◎令和4年度再認定活動組織で持越の交付金がある場合

持越の交付金は、初年度に使い切らないと返還を求められる可能性があります。使用予定表の提出はされていると思われませんが、活動組織内で再度、早めの準備等をお願いいたします。お困りのことがあれば、市町村、協議会事務局までご連絡をお願いいたします。

活動組織で作成・保管は必要です！

財産管理台帳、領収書・通帳の写し、議会資料・議事録は、市町村への提出や市町村での保管は義務ではありません。但し、実施状況確認等のために必要であるため、活動組織において、作成・保管は必ずお願いいたします。

ラジコン草刈り機の貸出しについて

多面的活動組織を対象にラジコン草刈り機のモニターとして、**最大で1週間、無料で貸し出します**。地形条件によってはラジコン草刈り機が使用できない場合がありますのでリモコン草刈り機の仕様並びに特徴が、現地の地形条件に合致するか判断をお願いします。

貸出の申し込みは、市町村の多面担当者を通じて、協議会事務局（水土里ネットとっとり）へお申し込みください。（申込書・承諾書等の書類は協議会 HP に掲載）



仕 様

刈幅	500 mm
刈高	40, 52, 64mm（3段階調節可）
全長	1,089 mm
全幅	811 mm
全高	610 mm
重量	124 kg

ラジコン草刈り機貸出規定（抜粋）

- ・貸出対象：多面的機能支払交付金活動組織、協議会会員
- ・貸出期間：最大7日間（土日祝を含む）
- ・貸出、返却日：土日祝日を除く、8:30～17:15の間
- ・貸出料：無料
- ・借受け、返却の場所及び運搬
：協議会事務局（水土里ネットとっとり本部事務所）
：借受け者において運搬車両（軽トラック等）を準備、運搬
- ・燃料：混合油（50：1）を満タン状態で返却
- ・破損、欠品、修理対応及び損害対応
：借受け者へ負担請求する場合がある。
：ラジコン草刈り機の使用による損害はいかなる場合でも借受け者の負担とする

活動組織からの相談(Q&A)

- Q. 農地転用（コンビニ駐車場）により、認定農用地が減ることになりました。どのような手続き書類を市町村へ提出すればいいですか？
- A. 公共工事の用地買収等であれば、交付金を返還しなくてもいいのですが、今回の場合は返還となります。手続きとしては、市町村へ活動計画書（変更）を提出して下さい。市町村は、その活動計画書（変更）を受理して、返還手続きを進めることとなります。活動中であれば、活動開始年度まで遡って、減少した面積分を返還して頂くこととなります。この場合、活動期間中であれば、当該年度の交付金から相殺してもらうことができるので、市町村へ申し出て下さい。
- Q. 資源向上活動（共同）に取り組んでいます。技術的な研修を活動期間内に1度以上受講することになっています。なにか研修はありますか？
- A. 新型コロナの影響で、協議会が催す研修もなかなか難しくなっています。令和4年度もなんらかの実践的な研修を開催したいと考えています。時期がくれば、市町村経由で案内させていただきます。また、外部開催の技術的な研修でもOKですので、必ず、協定期間内に受講するようにして下さい。受講した方は、活動組織への周知をお願いします。

多面に関するご質問・お尋ね等は各市町村担当者又は下記までお願いします。

	問 合 先	電話番号
東 部	鳥取県農地・水保全課	0857-26-7334
	鳥取県東部農林事務所地域整備課	0857-20-3570
	水土里ネットとっとり（協議会事務局）	0857-38-9500
中 部	鳥取県中部総合事務所農林局地域整備課	0858-23-3171
	水土里ネットとっとり倉吉事務所	0858-47-0055
西 部	鳥取県西部総合事務所農林局地域整備課	0859-31-9665
	水土里ネットとっとり米子事務所	0859-32-9710



高めよう

地域協働の力！